

平成29年岳南排水路管理組合議会定例会（10月）会議録

平成29年10月16日（月）

1 出席議員（9名）

1番 松本貞彦 議員
2番 小山忠之 議員
3番 前島貞一 議員
5番 村松金祐 議員
6番 小松快造 議員
7番 佐野智昭 議員
8番 杉山諭 議員
9番 萩野基行 議員
10番 中村憲一 議員

2 欠席議員（1名）

4番 須藤秀忠 議員

3 説明のため出席した者（8名）

管 理 者 小長井 義正 君
監 査 委 員 山 田 充 彦 君
富士市上下水道部長 山 田 教 文 君
富士市産業経済部長 成 宮 和 具 君
富士宮市水道部長 齊 藤 智 敏 君
局 長 近 藤 敦 君
総 務 課 長 高 野 新 次 君
施 設 課 長 田 中 秋 仁 君

4 出席した事務局職員（4名）

庶 務 係 長 根 上 忠 記 君
管 理 係 長 大 村 光 央 君
庶 務 係 主 査 渡 邊 友 貴 君
庶 務 係 主 事 補 佐 野 光 則 君

5 議 事 日 程 (第1号)

- | | | |
|------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 認第1号 | 平成28年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出
決算認定について |
| 日程第4 | 議第3号 | 平成29年度岳南排水路管理組合会計補正予算に
ついて (第1号) |
| 日程第5 | 議第4号 | 岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第6 | 議第5号 | 岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例制定について |

午前10時 開 会

○局長（近藤 敦君） ここで、本定例会に欠席をする議員をご報告いたします。須藤秀忠議員は公用のため欠席する旨の届け出がございました。また、仁藤副管理者は、公務のため欠席をさせていただいておりますことをあわせてご報告いたします。

会議に先立ちましてお願い申し上げます。本日、議会開催中に、管理組合の広報用及び報道機関の写真を撮らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本貞彦議員） 出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本貞彦議員） 日程第1 会議録署名議員の指名ではありますが、会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

会議録署名議員に、

7番 佐野智昭議員

9番 萩野基行議員

以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松本貞彦議員） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします議案の審議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、本組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中ご参集賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げ、ご審議を賜ります議案の大要につきましてご説明申し上げますが、詳細につきましては、後刻、事務局から説明させますので、あらかじめご了承くださいと思います。

最初に、認第1号平成28年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入が6億1,972万円余、歳出が5億7,741万円余であります。歳入を前年度と比較しますと2,224万円余、率にしまして3.7%の増となっております。これは、使用料金減額の特別措置が平成27年度をもって終了したため、使用料収入が増加したことなどによるものであります。最近の使用者の動向でございますが、新聞の発行部数の減少や、印刷用紙の広告需要低迷により、依然として厳しい状況にある中、他社との事業提携により競争力強化を進める企業も出てきております。

次に、歳出であります。前年度と比較しますと677万円余、率にして1.2%の増となっております。これは、積立金などは減少しておりますが、施設維持改良費が増加したことによるものでございます。

なお、本年度予定いたしました全ての事業は、計画どおり執行することができました。今後も当地域の産業振興と生活環境の調和のため、施設の維持管理になお一層の努力をしてまいり所存でございます。

次に、議第3号平成29年度岳南排水路管理組合会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,230万6,000円を追加し、6億4,230万6,000円とするものでございます。これは、歳入におきまして、平成28年度の決算確定に伴い、前年度繰越金の追加、また、歳出におきましては、調整予算として予備費に追加措置をするものでございます。

次に、議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、休暇の種類に介護時間を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第5号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲等について、所要の改正を行うものであります。

以上、上程案件につきまして、極めて主要点のみ申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。

以上であります。

○議長（松本貞彦議員） 管理者の説明を終わります。

日程第3 認第1号平成28年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出
決算認定について

○議長（松本貞彦議員） 日程第3 認第1号平成28年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算内容について、当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいま上程されました認第1号平成28年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。平成28年度の歳入歳出決算は、歳入総額6億1,972万1,508円、歳出総額5億7,741万5,135円、歳入歳出差引残額4,230万6,373円でございます。

先ほど管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。なお、詳細につきましては、表紙が薄緑色の事業報告書をあわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

それでは、歳入歳出決算の事項別明細書に基づき、歳入からご説明申し上げますので、決算書の6ページ、7ページをお願いいたします。また、事業報告書の9ページから14ページ、2、歳入予算の事項別執行状況についてでご報告をさせていただいておりますので、こちらをあわせてお目通しをお願いいたします。

それでは、決算書の6ページ、7ページでございます。1款使用料及び手数料は、予算現額4億5,183万9,000円で、調定額、収入済額はともに4億5,972万7,714円でございます。予算現額に対する収入率は101.7%、調定額に対する収入率は100%であります。なお、歳入総額に占める割合は74.2%でございます。滞納繰り越し及び本年度の収入未済はございませんでした。

それでは、1項1目1節の使用料でございます。4億5,948万9,537円で、不納欠損額、収入未済額はともにありませんでした。この使用料の調定額算定基礎といたしました許可排水量及び実績排水量につきましては、事業報告書の15ページ、16ページの別表-3、岳南排水路路線別排水量及び使用料認定実績表に、路線別、月別ごとの実績排水量とともに、使用料認定実績及び収入済額を表にしております。

使用工場数ですが、年度途中で1工場が廃止いたしました。1工場が新規使用開始したため、前年度と同様86工場、そのうち休止工場は9工場となっております。

基本料金の算定基礎となります許可排水量は、表の右上、太枠内に記載してありますように、日量113万829立方メートルでございます。前年度に比較して4,769立方メートルの減となっております。これは、年度中に新規使用開始工場が1工場、また1工場の増量ございましたが、反面、1工場の廃止、1工場の減量があったために、総量は減となりました。

また、実績排水量は、従量料金の算定基礎となるもので、年間の累積排水量は、表の右下の太枠のAに記載してありますように、2億3,707万9,081立方メートルでございます。前年度に比較し14万582立方メートル、0.1%の減となっております。

使用料収入でございますが、使用料金一律20%の減額措置が平成27年度末をもって終了し、通常料金に戻したことによります大幅な増収となりました。

それでは、決算書の6ページ、7ページにお戻り願います。次に、2款財産収入でございます。補正予算第2号では、岳南排水路基金において、保有しております債券の買い替えによります利子の増分と、大口定期預金の預け額の変更によります利子の減分、合計312万円を、また、職員退職手当基金については、大口定期預金の利率低下によります9万7,000円の減、この差し引き合計302万3,000円を増額補正いたしまして、予算現額は5,310万8,000円、調定額、収入済額はともに5,310万9,258円でございます。

3款繰入金1項基金繰入金は、施設の耐震化事業のために岳南排水路基金から繰り入れたもので、予算現額は8,000万円、調定額、収入済額はともに8,000万円でございます。

4款繰越金は、1項1目前年度繰越金で、前年度の決算確定に伴い1,683万7,000円の増額補正をいたしまして、予算現額は2,683万7,000円、調定額、収入済額ともに2,683万7,502円でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。5款諸収入2項1目雑入は、予算現額7万5,000円に対し、調定額、収入済額はともに4万7,034円で、これは主として、保険事業に係る事務手数料1万5,113円などでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。引き続き、歳出の説明に入らせていただきます。

なお、詳細につきましては備考欄によってご説明をさせていただきますが、事業報告書の17ページから24ページの3、歳出予算の事項別執行状況についてでご報告をさせて

いただいておりますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

まず、1款議会費でございますが、予算現額31万5,000円に対し、支出済額は23万5,278円で、執行率は74.7%、7万9,722円が不用額となりました。支出済額は、備考欄の1、報酬費18万6,000円及び2、事務局運営経費4万9,278円でございます。これは、定例会2回の議会開催にかかる所要経費であります。

2款総務費です。補正第2号では、一般管理費において、職員手当等の減額に伴い、人件費を19万3,000円の減額、負担金率の改正等に伴い、共済費を56万8,000円の減額、派遣職員分の負担金を75万8,000円の減額、平成27年度消費税確定に伴い、公課費を397万円の減額、この差し引き合計548万9,000円の減額補正をいたしました。予算現額は5億2,110万1,000円、支出済額は4億9,906万9,412円で、執行率は95.8%、2,203万1,588円が不用額となりました。

1項1目一般管理費は、組合運営にかかる所要経費でございます。予算現額1億1,888万8,000円、これに対して支出済額は1億1,758万2,112円、執行率は98.9%、130万5,888円が不用額となりました。

備考欄の1の給与費のうち、(4)一般職12名にかかる人件費におきましては、当組合の職員12名のほか、負担金として支出をいたしております富士市からの派遣職員2名にかかわる人件費などを合わせまして9,753万8,044円で、歳出総額の16.9%を占めております。

2の人事管理費は674万4,782円で、臨時職員賃金、職員研修及び職員厚生費等の経費でございます。

3の事務管理費は484万6,298円で、事務運営経費でございます。

4の財産管理費は733万9,988円で、庁舎、車両及び用地管理にかかる所要経費でございます。

5の公租公課費は78万6,000円で、消費税でございます。

次の12ページ、13ページをお願いいたします。2項1目排水管理費は、予算現額209万円に対し、支出済額は158万7,057円で、執行率75.9%、50万2,943円が不用額となりました。

備考欄をご覧ください。(1)水質調査費として37万2,317円、これは各路線の水質調査にかかる経費でございます。(2)硫化水素調査費121万4,740円は、管路施設保全のための硫化水素調査にかかる経費でございます。

次に、2項2目下水道管理費は、予算現額5,065万円に対し、支出済額は

4,686万9,532円で、執行率は92.5%、不用額は378万468円となりました。

この執行内容でございますが、備考欄の1、排水量管理費147万3,076円は、使用料金の算定根拠となります排水量の調査にかかる所要経費でございます。

2、下水道維持費4,539万6,456円は、管路施設の維持に要する経費で、(1)維持補修費につきましては、人孔整備工事、環境整備工事及び管内補修工事など20件に

1,590万7,320円、(2)保守点検費につきましては、管内点検作業委託など13件に2,807万1,522円を執行しております。(3)下水道管理事務費

141万7,614円は、管理事務にかかる所要経費でございます。

次に、2項3目ポンプ場管理費は、予算現額3,863万7,000円に対し、支出済額は3,547万7,000円で、執行率は91.8%となり、316万円が不用額となっております。

備考欄の(1)維持補修費は、今泉ポンプ場気中開閉器取替工事に100万4,400円を執行いたしました。(2)保守点検費は、ポンプ揚運転管理業務委託、電気工作物保安管理業務委託等4件に3,090万3,660円を執行いたしました。

(3)ポンプ場管理事務費356万8,940円は、主として電気料及び工業用水使用料など主ポンプ運転にかかる経常的な経費でございます。

次に、3項1目施設改良費は、予算現額3億1,083万6,000円に対し、支出済額は2億9,755万3,711円で、執行率は95.7%、1,328万2,289円が不用額であります。この科目は、施設の維持保全対策のための改良事業に要する経費で、歳出総額に対しまして51.5%を占めております。

備考欄に記載してございますが、1、管渠施設費として2億7,735万7,711円を支出してございます。(1)保全対策事業費には、業務委託2件、工事では管渠更生工事など17件に2億7,610万8,480円を執行いたしました。(2)管渠施設事務費でございますが、管渠の施設改良における所要経費で124万9,231円を執行しております。

次の2、ポンプ場施設費では、(1)保全対策事業費として、ポンプ場耐震補強実施設計業務委託及び監視制御設備改築工事に2,019万6,000円を執行いたしました。

14ページ、15ページをお願いいたします。次に、3款公債費1項1目利子でございます。予算現額1万円に対し、支出済額は1,187円で、執行率は11.9%、8,813円が不用額となりました。夏季集中工事完了に伴い、岳南排水路会計において、一時的に不足額が生じたため、岳南排水路基金から3,000万円を85日借り入れました。その償還利子でございます。

4款諸支出金でございます。1項1目岳南排水路基金積立金でございますが、予算現額は7,307万4,000円、支出済額は7,307万3,866円でございます。執行額は、新たな積み増し分2,000万円と、基金運用による利子収入及び岳南排水路会計に一時貸し付けを行った償還利子との合計5,307万3,866円でございます。補正第2号では、新たに2,000万円を積み増し、債券買い替えによります利子の増分と大口定期預金の利子の見込額の減額分との差し引き合計2,312万円を増額補正いたしました。

次の1項2目職員退職手当基金積立金は、予算現額503万6,000円、支出済額503万5,392円でございます。執行額は、預金運用による利子収入3万5,392円と基金積立金500万円でございます。補正第2号では、大口定期預金金利の減により運用益金9万7,000円を減額補正いたしましたが、決定利子額が補正予算計上額より多かったことに伴う不足額を、予備費から25節積立金へ2,000円を充用いたしました。

基金の年度末現在高でございますが、事業報告書の30ページ、別表-5、基金運用状況をお願いいたします。

1、岳南排水路基金でございます。決算年度末現在高は、表の右太枠に記載してございますが、34億530万8,559円でございます。このうち、国債、政府保証債及び地方債等の購入金額は、ページ中段の基金預金状況に岳南排水路基金の表がございまして、下から2行目の右側に括弧書きで記載してございます額面総額33億円の債券を32億5,383万2,119円で購入しております。

次に、2、職員退職手当基金でございますが、決算年度末現在高は6,955万4,558円でございます。

それでは、決算書の14ページ、15ページにお戻り願います。5款の予備費でございますが、予算現額は1,232万4,000円で、同額が不用額となっております。補正第1号では、予算調整のため1,683万7,000円を増額措置し、補正第2号では、岳南排水路基金への積み増し等のため1,451万1,000円を減額補正しております。

なお、予備費からの充用でございますが、先ほどご説明をしたとおり、職員退職手当基金積立金において、補正予算計上額より利子が多かったことに伴う不足額2,000円を25節積立金へ充用いたしました。

以上、歳出の合計は、予算現額6億1,186万円に対し、支出済額は5億7,741万5,135円で、不用額は3,444万4,865円となりました。

次の16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額は6億1,972万2,000円、2、歳出総額は5億7,741万6,000円、3、歳入歳出差引額は4,230万6,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません

ので、同額が5の実質収支額でございます。

次に、17ページから20ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、1、公有財産（1）土地及び建物、（2）物権について、決算年度中の増減はございませんでした。

決算書の21ページ、22ページをお願いいたします。2、物品でございます。取得価格1件30万円以上の物品の年度中の増減はございませんでした。

次に、23ページ、24ページをお願いいたします。3の施設（管きょ）でございますが、富士宮市泉町において、管路の布設替えが完了したため、岳南1号第1排水路における管路延長が0.95メートル増加し、岳南1号第1排水路の延長は1万3,849.73メートルとなりました。また、岳南3号第4排水路最上流部において、今後使用する見込みのない管路を、経年劣化による道路陥没防止のために管路内への充填を行い、廃止といたしましたため、管路延長が113.45メートル減少し、岳南3号第4排水路の延長は2,169.75メートルとなりました。これによります岳南排水路全延長は、合計で112.5メートル減少し、3万8,079.67メートルでございます。

次に、25ページをお願いいたします。4の基金でございます。（1）岳南排水路基金は、先ほどご説明をいたしましたとおり、年度中692万6,134円の減額となり、年度末の現在高は34億530万8,559円となりました。（2）の職員退職手当基金は、前年度末現在高6,451万9,166円に503万5,392円を積み増しし、決算年度末現在高は6,955万4,558円でございます。

以上、認第1号平成28年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきましたが、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

監査の結果について、山田監査委員の報告を求めます。

○監査委員（山田充彦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 山田監査委員。

○監査委員（山田充彦君） ご指名がありましたので、平成28年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査結果についてご報告申し上げます。

審査は平成29年8月2日に実施いたしました。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、基金運用状況及び会計書類が地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか確認するとともに、決算数値の照合を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して審査を行いました。

た。その結果、決算書及び附属関係書類等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合し、また、予算の執行、財産の管理、基金の運用状況等につきましても適正であり、事務事業の執行も所期の目的に沿ったものと認められました。

これらの審査結果につきましては、お手元に配付いたしてあります平成28年度岳南排水路管理組合会計決算審査意見書にお示ししてありますので、ご参照くださるようお願いいたします。決算数値の詳細につきましては、先ほど事務局より説明がありましたので、私からは省略させていただきます。

岳南地域の製紙業界は、家庭紙及び梱包用段ボール原紙は堅調に推移していますが、新聞や雑誌などの情報用紙は、電子化移行に伴う市場縮小に人口減少の影響も加わり、依然として厳しい環境のまま推移しております。このような状況の中、他社との事業統合などにより競争力強化を進める企業もあり、また、紙・パルプ産業の技術を生かすことのできる新素材のセルロースナノファイバーにおきましては、強化樹脂の実証プラントが富士市内で稼働されるなど、明るい兆しも見え始めています。

こうした中、岳南排水路の主財源である使用料増収への大きな影響は見込まれておらず、施設の多くが耐用年数を迎えるに当たって、延命化及び耐震化事業を推進していくため、今後も基金の取り崩しにより財源不足を補うという厳しい状況に置かれています。そのため、引き続きコスト意識を持ち、歳出の経費の節減に努め、限られた財源の中での健全な事業執行と同時に、将来を見据えた管理運営を図るよう要望いたします。

以上をもちまして、平成28年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査の報告といたします。

○議長（松本貞彦議員） 監査委員の報告を終わります。

これから認第1号について質疑に入ります。

○9番（萩野基行議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 9番 萩野基行議員。

○9番（萩野基行議員） 1つちょっとお伺いいたします。2款2項の2目と3目のところですが、12ページ、13ページです。その下水道管理費の工事請負費の不用額は169万2,000円、また、ポンプ場管理費の需用費の不用額が245万2,000円、また、次のページをお開きいただいて、施設維持改良費の施設改良費の工事請負費の不用額が1,234万5,000円とありますけれども、これはコスト削減に努められた成果なのか、それとも計画か何かをやめられた結果なのかを教えてください。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） まず、排水管理費、それから下水道管理費につきましては、萩野議員おっしゃるとおり、事務局としてはまず第一に経費削減に努めております。その中で100万円単位の不用額というのは、需用費は修繕費を、なるべく修繕しないで使いたいということで、第一に経費削減に努めております。

それから、施設維持改良費の施設改良費の不要額につきまして、事業のほうは全て計画どおり執行いたしまして、95%の執行率となりましたが、1,300万円弱の請負差金が出たということでございます。

以上です。

○9番（萩野基行議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 9番 萩野基行議員。

○9番（萩野基行議員） コスト削減に努められて、なるべく修繕をしなかったというお話を今お伺いしたんですが、それで維持管理のほうは問題ないのでしょうか。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） この修繕費の中の削減項目は、細かいことを申し上げますと、硫化水素の調査のための機具をなるべくこちらのほうで持ち込んで、直しながら使っていたということで、当初、多くの修繕費をとっておりましたけれども、それが約半分ぐらいになったということでございます。

以上です。

○9番（萩野基行議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 9番 萩野基行議員。

○9番（萩野基行議員） 以上です。ありがとうございます。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） 毎年聞いていると思うんだけど、28年度、ポンプ場の耐震化の性能判断がありましたね。監査委員の報告にもありましたけれども、耐震性の問題とか延命化とかいろいろあって、財政状況も厳しい中で、これから運営していかなければならぬということがあったんですけれども、耐震に関する現況は、28年度までのクリアしている状況はどんなことになっているのか。繰り返しになって申しわけないんですが、それを1つ。

それからもう1点、あわせて、これは決算書でいえば歳入のほうで6ページ、3款繰入金がありますね。これは基金を取り崩している8,000万円。過去2年間は

1億2,000万円とか相当、いわゆる20%の減額措置をしていたので基金の繰り入れが多かった。28年度は平準ベースに戻ったので8,000万円ということになりましたね。しかし、これからのことを考えていくと、これも監査委員の報告のように、耐震だ、延命だ、あるいはというふうな、いわゆる固定的な経費がじりじり上がっていくけれども、収入は、使用料は漸減してくる、じりじりと減っていくかもしれないということで、基金の取り崩しの見通しについては、28年度決算をもとにして、どんなふうに見通しておられるのか。

いろいろ財政需要は多くなります。収入はじりじりと減ってくる。そこで基金が結構あるので、局長、基金が多いんじゃないかと私は言ったんだけど、局長は、いや、そんなことはない。いろんな需要があるので、このくらいなきゃ困るんだよというお話でした。そういうものを踏まえて、これからの財政運営上の基金の取り扱い、特に減額の見通しについて、どんな見通しを持っておられるか。差し当たり2点お願いできますか。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） 小山議員のまず第1の質問でございます施設のほうの耐震状況でございますが、平成29年度、今年度も、大幅な耐震化事業を夏の点検をもって完了してございます。その中で、管路総延長38.2キロメートルのうち、耐震化率としましては、15.7キロメートルで約41%。未改築事業としては約39%が残っております。今後の事業計画でございますけれども、毎年約3億円を目安にして、これからも耐震化事業は続けていきたいと考えております。そのような状況でございます。

2点目でございます。基金の取り崩し、それから今後の見通しについてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、平成28年度は8,000万円取り崩しをいたしました。それから、これも御報告申し上げましたけれども、不用額を2,000万円、改めて積み増しをして、運用益が5,300万円ほど出ております。それで、当年度に換算をいたしますと、8,000万円を崩しましたけれども、実際の削減額が670万円ということでございます。今後も施設の寿命が近づいているところについては耐震化事業を進めていきたいと考えておりますけれども、基金のほうは何とか安全第一で運用いたしまして、今後も利子を積み立て、コスト削減に努めまして、不用額をなるべく多くして、そこで基金に積み立てていく。なるべく目減りのほうは抑えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） わかりました。耐震のほうは、これから3億円ぐらいずつということですが、大抵残りの39%、今現在の見積もりでどのぐらいの総経費を想定しているのか。特に今言われているのが、何度も言われていますけれども、東海、東南海は、30年間で60から80%ぐらいの確率ということですよ。

2020年から2025年ぐらいが、これは我々にはわかりませんが。ということは、今から10年以内ぐらいに、もしかしたらということですからね。特にこの施設の場合は、私らが言うまでもなく、事業所が事業継続をする上で、BCP、事業継続計画の上で基盤ですから、これをとっちゃると事業継続に支障をきたすことになると思いますので、その辺は非常に重要だと思うんですよ。その辺、その3億円ぐらいで、それでいっぱいだと思いますけれども、どういうふうな全体の見立てになるのか。

それから、基金を積み増すのに、28年度の場合も運用益と不用額が多く出ているので、これでもっているということですよ。不用額自体は、歳出全体からすると6%ぐらいになっていますよね。このうちの主なものは、予備費が残っているから多くなっているけれども、大体6%ぐらい、それを含めた不用額を出すということは、全部いいことなのかどうなのか、若干疑問があるんですけども、監査委員さんの御意見はどうですか。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいまの小山議員の第1の質問でございますけれども、施設の寿命が近づいている中で、今後、先ほど申し上げましたとおり、3億円、あるいは3億円をちょっと超えるかもしれません。そのような事業を進めていくつもりでございますけれども、これから約30年に向かって100億円の試算をしております。それはあくまで全ての施設が耐震化を完了したということでございます。

それから、小山議員の第2の質問については、不用額の関係でよろしいでしょうか。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） 不用額6%、この中で予備費が結構大きいから、予備費を除けばもうちょっと下がるんだろうけれども、先ほどの話で運用益と不用額が、基金を取り崩した逆の積み増しのほうが収支計になっているというようなお話だったもので、そもそも不用額自体が6%というのは、レベルとしては高くないかと。それについてはどんなご認識をお持ちいただけるか、監査委員はどうか、ちょっとその辺を伺いたかったんです。

○監査委員（山田充彦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 山田監査委員。

○監査委員（山田充彦君） 不用額の割合でございますけれども、特にこの岳南排水路管理組合の会計規模で6%程度が適正かどうかというのは、ちょっと判断はわからないのでございますけれども、市の一般会計等の財政規模におきましても、実質収支比率とか、そういう財政指標において、通常3から5%ぐらいが望ましいところでもございます。どうしても不用額というのは出てきます。逆に不用額が出てこない、最終的に決算が不足して、歳入のほうが予算割れしちゃいますと決算で赤字ということでございますので、一定割合の不用額というのは当然出てきます。予備費で置いた部分と合わせたものは最終的には翌年度の繰越金になりますので、翌年度の繰越金につきましても、前年度は2,600万円程度でしたけれども、28年度については4,000万円台ということで、若干ふえていますけれども、この辺の繰越金はおおむね適正な額だと思われるというふうに、監査委員としては解釈しています。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） 適正な規模なら結構です。私は素人なもので、不用額が多いと、さっきコスト削減という話が出ました。コストを削減して不用額を出すというのは結構なものですが、初めの見積もりが甘いんじゃないかとか、過剰な見積もりをしているんじゃないかとか、そういうふうな疑問を持つものですから、この不用額については、今言われたような面もあるんだけど、多少のことがないと、ニュートラルな部分みたいなのが全部占めちゃうと、後で足りなくなったら困っちゃう、そういうことがあるんですけども、不用額については私の認識がちょっと違ったものですから。しかし、今の説明で大体そういうことかなということで、わかりました。ありがとうございました。結構です。

○議長（松本貞彦議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本貞彦議員） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

認第1号平成28年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算については原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって認第1号は原案どおり認定されました。

日程第4 議第3号平成29年度岳南排水路管理組合会計補正予算
について(第1号)

○議長(松本貞彦議員) 日程第4 議第3号平成29年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長(近藤 敦君) 議長。

○議長(松本貞彦議員) 局長。

○局長(近藤 敦君) ただいま上程されました議第3号平成29年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。平成29年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,230万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,230万6,000円とするものでございます。

先ほど管理者から総括説明がされておりますので、直ちに内容説明に入らせていただきます。

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。2、歳入でございます。4款1項1目前年度繰越金は、決算確定に伴い、補正前の額1,000万円に3,230万6,000円を増額し、4,230万6,000円とするものでございます。

続きまして、3、歳出でございますが、5款1項1目予備費は、補正前の額1,000万円に3,230万6,000円を増額し、4,230万6,000円とするものでございます。これは年度の途中でありますので、調整予算として補正をお願いするものでございます。

以上、議第3号平成29年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたしました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(松本貞彦議員) 説明を終わります。

これから議第3号について質疑を許します。――質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。――討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第3号平成29年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)については原案どお

り決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決されました。

日程第5 議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(松本貞彦議員) 日程第5 議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長(近藤 敦君) 議長。

○議長(松本貞彦議員) 局長。

○局長(近藤 敦君) それでは、議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案書の9ページ、あわせまして、黄色の表紙、議案参考資料の1ページをお願いいたします。

本案は、育児や介護と仕事の両立を支援していくため、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めることが必要であることから、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月2日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

なお、本案と同様の条例改正が、富士市及び富士宮市においては、既に平成29年2月議会で議決され、施行されております。

改正の内容は、大きく分けますと3点ございます。まず1点目でございますが、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことであります。これまで、職員と法律上の親子関係にある子に限られておりましたが、子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託をされている子等についても育児休業等を取得できることが加えられるものであります。

次に2点目は、介護休暇の分割取得を可能とするもので、これまでの介護休暇は、連続する6月の期間内とされておりましたが、改正により、通算して6月を超えない範囲内で、3回まで取得可能とするものであります。

3点目でございますが、新しい休暇制度として介護時間を新設するものであります。これは、要介護者の介護のため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合

の休暇として、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能とするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたしますので、黄色の表紙、議案参考資料の1ページをお願いいたします。

まず、第9条は、育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限を規定しておりますが、その対象となる子の範囲について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者で、監護期間中の子、養子縁組里親である職員に委託をされている子、その他これに準ずる者として規則で定める者を加えるものです。

次に、2ページをお願いいたします。第12条は、休暇の種類に介護時間を追加するものであります。

第16条は、次の3ページにわたりますが、介護休暇について規定するもので、要介護者の当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えずに、かつ、通算して6月を超えない範囲での指定期間として、同条第2項において、介護休暇は当該指定期間内で必要と認められる期間とすることを指定するものであります。

第16条の2は、新設の介護時間についての規定であります。第1項において、要介護者の当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間とすることを規定するものであります。

同条第2項において、1日につき2時間を超えない範囲内とすること、また、同条第3項において、介護時間を取得する場合、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額し、給与を支給することを規定しております。

次に第18条では、病気休暇の承認に介護時間を追加するものであります。

議案書の11ページをお願いいたします。附則ですが、第1項は、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

第2項は、改正前の介護休暇の承認を受けており、施行日時点で、介護休暇の初日から6月を経過していない場合には、施行日以降の残りの期間において、初日から6月を経過する日までは、今回の改正における指定期間を指定できるとするものであります。

以上、議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明をいたしました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第4号について質疑を許します。——質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案どおり可決されました。

日程第6 議第5号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長(松本貞彦議員) 日程第6 議第5号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長(近藤 敦君) 議長。

○議長(松本貞彦議員) 局長。

○局長(近藤 敦君) それでは、議第5号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案書の12ページ、あわせまして、黄色の表紙、議案参考資料の4ページをお願いいたします。

本案は、議第4号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでご説明いたしました、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

なお、本案と同様の条例改正が、富士市及び富士宮市においては、既に平成29年2月議会で議決され、施行されております。

今回の改正は2点ございます。1点目といたしましては、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴う改正であります。

次に2点目といたしまして、議第4号において介護時間を新たに設けるものとなりますが、本案において、部分休業と介護時間または育児時間を同日に取得する場合の調整に係る規定を整備するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたしますので、黄色の表紙、議案参考資料の4ページをお願いいたします。

第2条の2では、育児休業法第2条第1項において、子の範囲として準ずるものを条例

で規定することになっており、養子縁組里親としての職員に子を委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子を規定するものであります。

第3条では、育児休業終了後に、再度の育児休業等ができる特別な事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件が終了し、特別養子縁組が成立しなかった場合、または、養子縁組が成立しないまま、里親委託等の措置が解除された場合を追加するものであります。

次のページをお願いいたします。第9条では、育児短時間勤務終了後、1年経過しない場合で、再度育児短時間勤務をすることができる事情を条例で定めており、第3条と同様の場合に該当することを規定しております。

第17条、部分休業の承認についてでございますが、次のページをお願いいたします。第2項で、特別休暇の育児時間、または新設される介護時間の承認を受けて勤務しない職員が部分休業を取得する場合には、1日につき2時間から、育児時間または介護時間を減じた時間を超えない範囲と規定するものであります。

議案書の14ページをお願いいたします。附則ですが、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上、議第5号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたしました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第5号について質疑を許します。——質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第5号岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成29年12月1日

議 長 松 本 貞 彦

会議録署名議員 佐 野 智 昭

会議録署名議員 萩 野 基 行
